

令和 3 年 3 月 1 日

産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和3年3月1日(月) 14時30分 開会
16時04分 閉会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 濱門明典副委員長、
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、
山田勝委員、仮屋園一徳委員

4. 欠席委員 岩崎健二委員長

5. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸

6. 説明員 税務課
課長 新町 博行 君 課長補佐 中尾 隆樹 君
係長 本 千晶 君
介護長寿課
課長 池田 英人 君 課長補佐 勢谷 伸一 君
係長 寺園 勝夫 君

7. 参考人 本 正彦 氏
奥平 博文 氏(補助者) 林田 弥生 氏(補助者)

8. 会議に付した事件
議案第13号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第3号 新型コロナウイルス感染症対策に関する陳情書

9. 議事の経過概要 別紙のとおり

濱門明典副委員長

ただいまから、産業厚生委員会を開会いたします。

令和3年2月26日の本会議で本委員会に付託された案件は、議案第13号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第3号、新型コロナウイルス感染症対策に関する陳情書の3件であります。

それでは、議案第13号を議題とし審査に入ります。

執行部の出席をお願いいたします。

（税務課 入室）

◎議案第13号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

濱門明典副委員長

税務課に出席いただきました。

初めに、課長の説明を求めます。

新町税務課長

議案第13号について、御説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が増大する中、国の財政支援を拡充するとともに、効率的で安定した制度運営のために、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となりました。

このことにより、保険税については、鹿児島県が算定した納付金を基に税率を決定する仕組みとなったため、税率等を改正しようとするものであります。

議案書の19ページ、条例議案等参考の3ページからを御覧ください。第3条及び第7条は被保険者所得割の税率を、第5条及び第13条は被保険者均等割の税率を、第6条、第10条及び第14条は世帯別平等割の税率を、第26条は低所得者に対する均等割と平等割の軽減額を、それぞれ鹿児島県が算定した納付金を基に算定した税率等に改めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱門明典副委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

議案参考等資料の3ページ。

一番下に、特定世帯1万500円を1万600円に。それから、特定継続世帯1万5900円とあるが、特定継続とは何ですか。

新町税務課長

まず、特定継続世帯を御説明申し上げます。

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行して国民健康保険の被保険者でなくなったことにより、一人だけが国民健康保険に残った世帯であって、国民健康保険の資格を

喪失した日の属する月以後5年を経過する月までにある世帯を特定世帯といいます。

また、特定継続世帯とは、国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行して国民健康保険の被保険者でなくなったことにより、一人だけが国民健康保険に残った世帯であって、特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過するまでの間にある世帯を特定継続世帯と申し上げます。

山田勝委員

それは分かったけど、8年というのは、例えば簡単な僕の話をしします。私と家内は7つ違いますからあなたの説明の中に入りますが、10年違うところはどうなるの。

新町税務課長

10年ですね。

まず、委員がおっしゃるとおり、例えば委員が8月で75歳になった場合には、8月から5年間は継続世帯ということになりますね。それ以後8年までということになりますので、結局は8年を経過したらそこの軽減は実際にはなくなるということになっていきます。8年を経過するまでが特定継続世帯で1世帯1万5900円ですね。

山田勝委員

分かりましたけど、15歳年下と結婚しているという人はかわいそうだなあ。以上。

仮屋園一徳委員

今市町村ごとに標準保険税率が示されているのですが、これについてはこのままずっと行くのか、それとも3年後とか5年後は統一した税率にという考え方なのか、その辺は何かの形で示されていますか。

新町税務課長

一応、納付金が毎年示されるわけなんですけれども、今の方針としては、県としては将来的には県内全て統一した税率にしたいということは言うておりますけれど、いつというのはまだ示されていない状況でございます。ですので、毎年納付金が示されますので、それに基づいて各市町村それに賄えるような税率に改正していくという形になってくると思います。

仮屋園一徳委員

では当分は今のままで行くということですね。了解しました。

山田勝委員

私が本会議で聞くことになった一つの疑問点はですね、税率がこういうふうにならなれば税金が高くなるなあという気がしたんですよ。だから、今までは法定外を出していたので、世の中は阿久根市は国民保険が高い高いと言われても本当は安かったわけですね。でも今度は上がるじゃないですか。でも今の話によると、こういうふうになったけれども鹿児島県がこれだけと言っただけみんなから集めてやらないといけないよという話をされれば、別に阿久根市も直ちに法定外の繰入金金を安くしなくても、段階的に安くしてくれればよかったんじゃないですか。

新町税務課長

法定外も来年度につきましては4800万ほど繰り入れる予定はしております。令和5年度で解消するということで計画をしていますので、令和3年度の法定外繰入金金は4800万、予定としまして、令和4年度につきましてはその半分の2400万を繰り入れて税率を改正するという計画にのっとって作業を行っているところです。

山田勝委員

分かりましたけれど、世の中にはおもしろい人で阿久根市は国民健康保険が高い高いって言われる人が多いから、やはりその付近はちゃんとあなたたちも法定外費用をこれだけ負担するよ、イコールそれは皆さん方の税金を安くしているんですよとどこかに書かないと市民は分かんよ。

新町税務課長

そうですね。一応こういうことは広報とホームページ等ですね、住民のほうには周知してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

山田勝委員

難しい言葉じゃなくて、難しい言葉を言ったところでピンとこないから。こうして法律で決まった以外の負担を阿久根市は出しています。だから市民の対象の皆さん方の国民健康保険税は安いんですよというところで言って聞かせないと。難しい言葉を並べたって誰も分かん。

濱門明典副委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、執行部は退席をお願いします。

(税務課 退室)

◎議案第16号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

濱門明典副委員長

議案第13号の審査を一時中止し、次に議案第16号を議題とし審査に入ります。

執行部の出席をお願いいたします。

(介護長寿課 入室)

濱門明典副委員長

介護長寿課に出席いただきました。

それでは課長の説明を求めます。

池田介護長寿課長

議案第16号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年度から令和5年度までの3か年間における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の改正と、介護保険法施行令の規定の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

介護保険料の改正は、第8期阿久根市高齢者保健福祉計画期間中における介護サービスの見込量などに基づいて算定した保険料給付に要する費用や地域支援事業に要する費用の推計額などを勘案して改正しようとするものであります。

保険料の算定は、令和3年度から令和5年度までの3か年間における介護サービスなどの標準給付費や地域支援事業費を算定し、これに第1号被保険者の負担割合分や所得段階

ごとの加入割合の補正係数等を乗じて、最終的に、第1号被保険者の保険料基準額を月額6,200円、年額で7万4400円と算出したところです。

現在の保険料基準額は月額6,000円、年額で7万2000円であり、今回、月額で200円、年額で2,400円、引き上げようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

議案書の26ページ、条例等議案参考は9ページをお開きください。

第2条の改正は、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料を改正しようとするものであり、

第1号は、生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額及び課税年金収入金額の合計額が80万円以下の場合に、年額3万6000円を3万7200円に。

第2号は、世帯全員が市民税非課税で合計所得金額等の合計額が80万円を超え120万円以下の場合、年額5万4000円を5万5800円に。

第3号は、世帯全員が市民税非課税で合計所得金額等の合計が120万円を超える場合、第2号と同様、年額5万4000円を5万5800円に。

第4号は、世帯に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税で、かつ、合計所得金額等の合計額が80万円以下の場合、年額6万4800円を6万6960円に。

基準額である第5号は、世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、かつ、合計所得金額等の合計額が80万円を超えている場合、年額7万2000円を7万4400円に。

第6号は、本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の場合、年額8万6400円を8万9280円に。

第7号は、本人が市民税課税で合計所得金額が210万円未満の場合、年額9万3600円を9万6720円に。

第8号は、本人が市民税課税で合計所得金額が320万円未満の場合、年額10万8000円を11万1600円に。

第9号は、本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上の場合、年額12万2400円を12万6480円に。

また、所得段階の第1段階に当たる被保険者の保険料の軽減については、これまでの措置を継続し、基準額に対する保険料率0.3となり、保険料年額は、2万2320円に。

第2段階に当たる被保険者については、基準額に対する保険料率0.5となり、保険料年額は、3万7200円に。

第3段階に当たる被保険者については、基準額に対する保険料率0.7となり、保険料年額は、5万2080円になります。

今回の保険料の算定に当たっては、厚生労働省が提供する『地域包括ケア「見える化」システム』を活用し、本市の過去の給付実績を基に、将来推計人口、今後の第1号被保険者数や介護認定者数、各種サービスの需要予測量、国、県、支払基金及び第1号保険料の負担割合の変動等を踏まえ、保険料の算定を行ったところです。

さらに、第8期高齢者福祉計画では、医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図る施策として、期間中に看護小規模多機能型居宅介護施設1か所の整備を計画しており、需要量推計に反映したところであります。

次に、第5条の改正は、保険料の額の基礎に用いる合計所得金額につきまして、租税特

別措置法に規定する長期譲渡所得等に係る特別控除が含まれる場合の取扱いを規定するものです。

また、この改正条例の附則において、施行日を令和3年4月1日とするとともに、改正後の規定は令和3年度以後の年度分の保険料について適用することと規定しています。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱門明典副委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

山田勝委員

課長の説明の中に、介護施設を造るとか造らんとか出てきた気がするけど。

池田介護長寿課長

介護施設というのではなくて、看護小規模多機能型居宅介護施設を予定しているということです。

山田勝委員

小規模機能は山下・脇本でしていますよね。それに似たようなものですか。それとも、全く別のことですか。

池田介護長寿課長

これについては、平成25年ぐらいだったと思うのですが、国のほうが推奨ということでしておりまして、小規模多機能型の事業所と訪問看護を引っつけたような施設になるものですから、今、県内では鹿児島市に2か所しかない施設というふうに聞いているところでございます。

山田勝委員

なら阿久根市もそれをやろうと思ってやっているところですか。

池田介護長寿課長

これについては、第8期計画をつくるときにですね、昨年度市内の事業所に通所型の施設の意向調査をしたところ、どこも応募をするような話ではなかったのですが、本年度に入りまして市外の事業者の方から、そういう施設を阿久根市に造りたいということであったものですから、この計画に乗せないと補助対象にもならないものですから、今回計画として上げたところであります。

山田勝委員

その小規模多機能の施設はね、南部地区に造るということで過去において計画されたけれどもしてくれる人がいなかった。だから流れた。ところが今回、そういう施設をまた市外の方がやろうということで計画に乗せようと思ってやっていらっしゃるけれども、極端な一つの考え方としてですね、そういう市外の方がいたということだけれど、もし地元の方でもやりたいという人が出てきたとしたら地元の方でもいいんですか。

池田介護長寿課長

これについては、あくまでも補助事業になりますので、そのときには公募をかける予定ですので、公募をかけたときに市内の事業者でも手を挙げていただければ、それは公募の中で選定という形になるかと思います。

山田勝委員

一つ、もうちょっとお尋ねさせてください。

それは分かりました。それなら、例えば、あなた方が阿久根市内を見てどの地区に予定

しているの。

池田介護長寿課長

これはですね、6期のときには確か南部地区という指定をされたかと思います。7期のときには認知症の関係の施設ということで、これはもう市内全域を対象にしたのですけれども、今回も同じように地区を指定するのではなくて、市内全域を対象に一応考えているところであります。

仮屋園一徳委員

教えていただきたいのですが、今回の場合は介護保険の第1号被保険者が対象なんですけれども、2号、3号というのがあるのですか。

池田介護長寿課長

第2号被保険者がおりまして、それは40歳以上65歳未満の方になります。それについては、支払基金のほうから保険料ということで支払基金交付金が入ってきますので、今回はもう、うちのほうで介護保険料とする分については第1号被保険者ということで65歳以上の方になります。

仮屋園一徳委員

分かりました。

濱門明典副委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第16号の審査を一時中止します。

執行部は退席をお願いします。

(介護長寿課 退室)

◎議案第13号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

濱門明典副委員長

これより、議案第13号を議題とし、採決を行います。

各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討議は必要ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第13号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第１６号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
濱門明典副委員長

次に、議案第16号を議題とし、採決を行います。

各委員から何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討議は必要ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第16号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時、休憩します。

(休憩 14:56～15:23)

◎陳情第３号 新型コロナウイルス感染症対策に関する陳情書
濱門明典副委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは陳情第３号を議題とし、審査に入ります。

本日は、先の委員会で決定しましたとおり、陳情者である牧正彦さんを参考人としてお呼びしました。なお、参考人から補助者の同席を求められておりますので、これを許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、補助者の同席を許可します。

それでは、参考人並びに補助者の出席をお願いいたします。

(参考人・補助者 入室)

参考人並びに補助者に出席いただきました。

本日はお忙しい中、本市産業厚生委員会に出席していただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して御礼申し上げます。

審査の参考とするため、初めに、本陳情を提出された理由や背景等について、参考人からお話を聞かせていただきたいと思います。

また、その後、各委員から質問等いたしますので、お答えいただきたいと思います。

それでは、参考人からよろしく願いいたします。

牧正彦参考人

皆さんこんにちは。

本日はお忙しいところありがとうございます。

陳情書の内容ですが、緊急事態宣言発出以降、人の流れが全くなくなって開店休業の状態が続いています。ほとんどの店舗も政策金融公庫、あとほかの金融機関から借入などしていますが、売上げが立たず返済ができるか見通せない状況です。現金収入がない状態で家賃や固定費、現金の仕入れなどもかなり難しくなっています。市のほうもテイクアウトの補助、商品券等の事業も始まると思いますが、それまで飲食店が持ちこたえられるのかというような状況です。大まかにはそういう感じです。

奥平博文補助者

今、組合長のほうからあったように、重複するのですが、かなり経営が逼迫していて、皆さんちょっと、今が耐えられるかどうかというところなんですね。また今後、いろんな施策を市のほうも出していただけるというようなお話ですが、それまでがどういうふうにして持ちこたえていくのか。お金を借りたりされている方は、取りあえずはなんとかそれでしのげるかもしれないのですが、その後に、ただその返済だけが残ってしまう。いつ元の状況に戻るかも分かりませんし、出口が分からない、見えないところなので、大変皆さん、苦境に立たされております。ですから、何とかそこまでしのげるように市のほうで助成していただけないかというふうに思います。

林田弥生補助者

スナック関係のほうでは、既に2軒ほど廃業しようかという話が現実に出ておまして、恐らくこの2月、3月を乗り切るのが相当厳しいのだと思います。毎年、2月は閑散期です。ですが、12月の忘年会、1月の新年会等である程度売上げがいつもより立ちますので、2月のこの閑散期のときはそれで乗り越えて今まで来れたものが、今年、去年からですね、年末年始も新年会等ほとんどございませんでしたので、売上げがあまり立っておりません。その上にこの閑散期を迎えて、3月、4月の歓送迎会等も今のところほぼ見込めないという状況ですので、とにかくもうこの3月いっぱいを乗り切っていただくためには、固定経費分でも、県のほうにももちろん要請はしますが、県で20万、30万もしいただけたらとしても、ちょっと時期的にも遅くなりますし、なるべく早くに、この3月中くらいに現金がいただけると乗り越えていけるのではないかという声が上がっているという状況です。

濱門明典副委員長

今、参考人と補助者からお話をお聞きしましたが、委員から質問はありませんか。

中面幸人委員

今回陳情書が上がっておりますけれども、阿久根市飲食組合という形で、組合としての陳情が上がったということでございますけれども、組合数を教えていただけますか。

牧正彦参考人

現在46店舗です。

中面幸人委員

以前20万とか、家賃の補助があったと思うのですが、当然それでは足りないということはよく分かっておりますので。例えばこう、金額を提示してありますよね、30万。先ほど出ましたように、新年度の予算でいろんな対策や支援を組んで今度また審査するわ

けなんです、結局それは4月以降からというふうになるわけなんです、そうしたときに、この30万というのはそれまでに少しでもいただければという金額と捉えていいのですか。ここに30万円と記載してありますので。

牧正彦参考人

30万あれば、それが入ってくるという保証があれば、それだけでも借入れといて、またそこを返済に充てるということもできるので。

中面幸人委員

先ほどお話があったように政策金融公庫とか借入れ、それとまたいろんな国、県ですね、そういう支援策もあったと思うのですが、例えばこの46店舗、それぞれ違いがあると思うんですけども、ほとんどそういう46店舗の皆さんが国、県の制度、あるいは政策金融公庫から借入れをしているという、大体ほぼそういう状態であるというふうに理解してよろしいですか。

牧正彦参考人

はい。

中面幸人委員

分かりました。

川上洋一委員

今、大体一晩に、店舗差はあると思うのですけれども、飲食店もありスナックもありいろんな業種があるから夜の街も。そういう中で、大体の目安でいいのですが、大きくなくても小さくなくてもいいし、大体どのくらいの人間が入ってくるかと。我々は例えばスナック関係に行くと大体一人3,000円とか、そのくらいで飲食してきますよね。そういったときに、1店舗に対して大体何セットぐらいが回っているかなという、まあゼロのときもあるでしょうが多いときに10人とかいった感じなのか、実情をちょっと聞いてみたいと思って。もし参考があれば教えてください。

牧正彦参考人

それぞれでバラバラなところはありますけれども、自分のところでは一日平均2、3組、夜がですね。それで週末と平日の区別もないような状態です。

昼をメインにされているところも、土曜日の市長からの放送後からはまたばたっと急に落ちて、全くない状態です。売上金額でいえば、夜でも、普通の飲食店、ご飯屋さんで1万円から2万円くらいの売上げです。

林田弥生参考人

スナックのほうは、1月2月は平日でいうと大体1組か2組ぐらいです。週末も特に、急に増えることはほとんどないですけれども、まあよくて3組と言っても、人数が今までの一組は10人もあったり15人もあったりしたのですが、今の1組は1人なんです。多くても2人くらいで見えるという程度なので、もう金額は極端にぐっと縮まってしまう。だから、スナックのほうは確かに50%割っている70%割っているというところはたくさんあると思います。

川上洋一委員

分かりました。

木下孝行委員

今の関連になるのですけれども、数値的に県のほうが50%以上また70%以上、そういう

形で20万、30万の協力金を出すということで手続に入っているんです。その手続を恐らく皆さんするのだらうと思うのですけれども、それでも私は足りないと。先ほどの話にもあったように、この2、3か月をいかにして乗り切るかという状況であって、めどが立てば借入れもできるし、それで踏ん張りもできるという状況だと思います。そうした中で、この件の申請に対して、恐らく私は大方の店舗が入るんだらうと思うのですが、その辺はどうですか。

牧正彦参考人

ほとんどの店舗が入ると思います。

木下孝行委員

そういう状況の中で、その陳情書の内容についてお伺いしたいのですけれども、今回は飲食店組合ということでの陳情ですけれども、内容の中には飲食店関連の事業者も大変苦しい状況にあるというような内容があるわけですよね。その辺、自分たちも含めてその人たちにも支援をしてほしいというような考え方はあるのかなのか、教えてください。

牧正彦参考人

それはもちろんあります。

飲食店が潤わないとほかの関係するところもやっぱり落ち込んでしまうので、同じ状況だと思っています。

木下孝行委員

私も、飲食店関連の酒屋さんであったり、代行運転の人たちであったり、ものすごく困窮しているというようなことも聞いております。今回の陳情は全体という形ではなくて飲食店という形で上がってきているもので、我々はこれを仮に採択したときには、一つの条件をつけないといけないのかなと思います。そういう意味では飲食店以外の業者にもこういう支給をするような条件を執行部に提案する形もあるかと、私は思うんです。そういう状況もあるのかなと思って、陳情者からもそういった関連業者に対して希望するのであれば、我々は、今、陳情者の意見を聞いた後に我々議員で意見を交わさないといけないものですから、陳情の中身には、そういった関連業者にも支援をしてほしいという気持ちがあるかないかを今、ちょっと確認させていただいたということで、そういうふうにしてもらいたいということですよ。それでよろしいですよ。

山田勝委員

厳しい状況の中にあることは私もよく分かっております。だから、できるだけできることはしてやらんないかなという気は、私も思っています。この陳情事項はこれでいいとしてですね、例えばいつ必要なのか、早いほうがいいのか。何でもかという、予算の執行上ですね、やはり議会の日程等もあるし、できるなら3月いっぱいがいいという話ですか、4月になってからでもいいのですか。

牧正彦参考人

できれば早く、3月内にお願いしたいです。

木下孝行委員

今、山田委員からも話があったみたいに、急ぐのであれば手続を簡素化しなければいけない部分も出てくるんですよ。そうしたときに、県が今手続を始めております。県と同じ条件で設定をすれば、県の手続を終えた事業者、もらうように決まった事業者という、条件も50%以上売上げが下がって、また70%売上げが下がったところ、まあ20万30万金額

はちょっとずれがでるのですけれども、そういうふうになれば私は早くなる可能性がすごくあると思うのですけれども、今、山田委員が言ったみたいに、これが9日の本会議で表決されて、そこから執行部が判断して手続に入るとなれば、どうしてももう3月は過ぎるだろうと。もっとその条件をつけていけば、まだ長くなる可能性が出てくるとかあるのですけれども、そういう、もし県の条件に合わせるといふ形でもよいのか、皆さんそこはどう考えていますか。

奥平博文補助者

行政のやり方というのが、なかなか自分たちはよく分からないのですけれども、その手続の仕方ができれば簡素化していただきたいというのと、できる限り早く給付、もしただけなのであれば、先ほどあったようにどこかでつなぎとして借入れをしながらでも。ただ、確実にもらえるというのができるだけ早く教えていただければ、それまでは何とかそういうつなぎでできると思います。今も政策金融公庫のほうの追加融資とかも受けているのですけれども、ただ、なかなか追加融資も満額出ることがなくて、かなり減額になってきている状態なので、できるだけ早い救済をお願いしたいと思います。

中面幸人委員

以前20万円、家賃とかありましたよね。あのときはどんな感じでしたか。早かったですか。申請の方法が難しかったとか、何かそういうのがありましたか。

奥平博文補助者

申請の方法はそこまで難しいことはなくて、阿久根市の給付金が一番最初でしたので、その後、国の持続化給付金とか県のほうからの給付金とかもありまして、持続化給付金とか家賃給付金とかというのは少し面倒なところがあったのですけれども、市のものはすぐ文書を書いて申請するだけでしたので早かったです。

中面幸人委員

分かりました。

山田勝委員

手の届くようなところにいる阿久根市内の飲食店組合ですね。それは当然、手の届くようなところにいる阿久根市及び阿久根市議会の問題ですから、それはもう、これから先いろんな話をしていけないといけないと思うのですけれども、やっぱり1日でも早く手当てできるような一つの条件をこちらはこちらで見つけていかないかとな。私たちは私たちが。だからそういう議論をですね、皆さんがお帰りになった後して、一つの結論を出さないといけないと思いますよ。ただ気持ちは今言ったように、一番身近なところですからね、一日も早くやっぱり、できないことはないと思いますよ。そういうことです。

仮屋園一徳委員

ちょっと質問が後先になるのですけれども、せっかく来ていただいたので。

もうコロナ禍が始まって1年たつのですが、第1波、2波、特に2波以降は飲食店関係の時間短縮、時間制限というのが特に報道されました。それと県が独自の緊急事態宣言を4、5市に発令しました。あのときを思い返すとですね、あのときに目に見えて客が少なくなったというふうに私なんかは認識していますし、実際、街の中に行っても、今さっき言われたようにほとんど人が歩いているのが目立たないというふうになったんですよ。その辺について先ほどもお聞きしましたがけれども、最初はGoToで一時回復したふうに見えたのですけれども、特に最近は少ないなと思うのですけれども、その辺について、繰り返

しになりますけれどももう1回お願いしたいと思います。

牧正彦参考人

阿久根市は時短要請対象外でしたけれども、もう同じような状況でした。反対にひどいくらいでした。時短要請のところの5市は56万円もいただいていますし、県のほうは20万しかないですけれども、合わせた76万を5市はもらえるわけですけれども、自分たちはその56万もないですので、なかなかそこが乗り切れない、足しにならないところなので。

林田弥生参考人

スナックのほうも確実に緊急事態宣言が出てからガクッと減りました。出水市で出てからガクッともう一段階減りました。そして昨日おとといの阿久根市が出たということで、もう一段階今から減ってくると思います。ですから、去年は持続化給付金を100万いただいているのでどうにかこうにかやりくりしていったって、それでも足りなかったというところだと思います。今年は100万が全然国の方も見えていませんで、去年よりもっと苦しくなるのは必至だというふうに、先が見えないというふうに感じております。

飯屋園一徳委員

今、言われたようにですね、やはり私なんかは国・県が緊急事態宣言を発令するとそこだけでなく、もう全国の人がそういうふうな考えになってしまうということを、今後についても訴えて話をしていきたいと思っています。

木下孝行委員

参考人・補助者、今日は来ていただいて本当にありがとうございました。

今、各委員の方もそういった飲食店の、また関連業者の窮状は十分理解しております。個人的には自覚が皆さんあると思います。議員でもほとんど飲みに行くことも食事をすることもなくなっただけは事実です。我が身で感じておりますので、その反動で皆さんが大変な思いをしているということは十分理解しておりますので、この後は我々で議論していただいて、いい結果になるように努力させていただきたいと思っています。

濱門明典副委員長

最後に参考人からありますか。

山田勝委員

もう十分語ったが。あとはこっちで語らな。

牧正彦参考人

とにかく、よろしくお願いします。

濱門明典副委員長

それでは、参考人への質疑を終了します。

本日は、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございました。ただいまお聞かせいただいたことを参考に審査していきたいと思っています。

本日は誠にありがとうございました。退席をお願いします。

(参考人・補助者 退室)

濱門明典副委員長

参考人への質疑が終わりました。

これから、陳情第3号について採決を行います。

各委員から何か意見はありませんか。

〔発言する者あり〕

暫時、休憩します。

(休憩 15 : 49 ~ 15 : 58)

濱門明典副委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

各委員から意見はありませんか。

中面幸人委員

ただいま参考人を招致して意見を聞きました。そして現在の状況が分かりましたので、今回の陳情については採択してですね、今回は飲食店組合員としての陳情ではありますが、いろいろ聞いてみれば組合員以外にも、全業種にわたってほとんどのところが困窮しているのではないかと思いますので、まずこの陳情については採択することにして、その上で、例えば組合員以外にも全業種支援してやる。そしてまた、手続を簡素化して、今期定例会中に補正を組んで早期に支給することという意見を付して報告してもらいたいと思います。

木下孝行委員

中面委員に補足して。

飲食店組合からの陳情ですけれども、飲食店組合員以外、商工会議所会員以外の人たちにも支給をするということ。そして、関連業者にも支給をしてほしいということ。なおかつ、手続を早くして、早急に事業者のほうに支給できるように行政には手続をしてくださいということを意見としてつけたほうがいいと思います。

山田勝委員

採択することに賛成です。ただ、なるべく早く、次の本会議で議決をして、そして今定例会中に補正予算を組んでいただいて、それを議決をして、3月中に支払いできるような手続で進めてくれと。そこまで入れないと目的は達しないと思うね。

仮屋園一徳委員

私が一言言いたいのは、この陳情書の中に維持費30万円を助成してくださいとあるけど、陳情者の意見を聞いて特に強く思ったのだけれど、普通額まで書いてあるのはどうなのかなあと思ったのですが、今の気持ちはですね、本当に今困っているんだというのがひしひしと分かりましたので、その辺も付け加えて報告をしていただきたいと思います。

濱門明典副委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討議は必要ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結します。

これより、陳情第3号、新型コロナウイルス感染症対策に関する陳情書を採決します。

委員の皆様の意見は採択が多いようですので、採択についてお諮りいたします。
本件は採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本件は採択とすることに決しました。

以上で本委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任されました。

次に、本委員会の審査内容等の報告を5月発行予定の市議会だよりに掲載予定であります。この内容について委員の皆さんから何か御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、原稿の記載及び提出について、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査内容等の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

ほかに皆さんから何か意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 16時04分)

産業厚生委員会副委員長 濱 門 明 典